

農政産業観光委員会会議録

日時 令和6年2月29日(木) 開会時間 午前 9時59分
閉会時間 午後 2時34分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 藤本 好彦
副委員長 小沢 栄一
委員 浅川 力三 卯月 政人 流石 恭史 笠井 辰生
大久保俊雄 名取 泰 向山 憲稔

説明のため出席した者

観光文化・スポーツ部長 落合 直樹 観光文化・スポーツ部次長 小泉 嘉透
観光文化・スポーツ部次長 眞田 健康 観光文化・スポーツ総務課長 樋田 洋樹
観光振興課長 矢野 久 観光資源課長 丸山 孝
南アルプス観光振興室長 雨宮 雄司 世界遺産富士山課長 笠井 利昭
文化振興・文化財課長 杉田 浩枝 スポーツ振興課長 岡田 孝秀

農政部長 大久保 雅直 農政部理事 斉藤 修 農政部理事 勝俣 匡章
農政部次長 原田 達 農政部技監 渡邊 聡尚 農政部参事 茂手木 知
農政総務課長 石川 英仁 担い手・農地対策課長 原田 武
販売・輸出支援課長 成島 仁 農業技術課長 切刀 徹
果樹・6次産業振興課長 齊藤 典義 畜産課長 片山 努
食糧花き水産課長 手塚 順一郎 農村振興課長 向井 孝彦
耕地課長 浅川 一輝

公営企業管理者 村松 稔 企業局次長 雨宮 学
企業局総務課長 三嶋 豊博 電気課長 村松 修一
新エネルギーシステム推進室長 宮崎 和也

産業労働部長 染谷 光一 産業労働部理事 有泉 清貴
産業政策課長 林 貴彦 成長産業推進課長 小俣 滋
スタートアップ・経営支援課長 清水 信一 産業振興課長 古屋 幸一
労政人材育成課長 小林 孝恵
労働委員会事務局長 砂田 英司 労働委員会事務局次長 丸山 正雄

議題 (付託案件)

- 第46号 山梨県富士山における登山の適正化に関する条例制定の件
- 第47号 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例制定の件
- 第48号 山梨県富士山吉田口県有登下山道整備等事業基金条例制定の件
- 第53号 令和五年度山梨県一般会計補正予算(第9号)第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの
- 第60号 令和5年度山梨県営電気事業会計補正予算(第4号)
- 第61号 令和5年度山梨県営地域振興事業会計補正予算(第1号)

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、観光文化・スポーツ部関係、農政部関係、企業局、産業労働部・労働委員会関係の順に行うこととし、午前9時59分から正午まで観光文化・スポーツ部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時から午後1時35分まで農政部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時48分から午後2時1分まで企業局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後2時14分から午後2時34分まで産業労働部・労働委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 観光文化・スポーツ部関係

- ※第46号 山梨県富士山における登山の適正化に関する条例制定の件
- 第47号 山梨県富士山吉田口県有登下山道設置及び管理条例制定の件
- 第48号 山梨県富士山吉田口県有登下山道整備等事業基金条例制定の件

質疑

(山梨県富士山吉田口県有登下山道整備設置及び管理条例について)

流石委員 来年から初めて登山の規制をするということですが、地元の恩賜林組合や市役所、業者などから理解をしてもらうような努力をしたのかどうか。私に届いてくる声は、いきなり何だという声が多い。どのような調整を行ってきたのか、お聞きしたい。

笠井世界遺産富士山課長 昨年12月20日に、知事がこの規制の骨子案を公表させていただいて以降、地元の関係者に内容を説明させていただいたところでございます。

その中で、意見等をいろいろいただきながら、具体化が図られてきたのですけれども、引き続き関係者には個別や、あるいは一堂に集まっていただいて、制度の内容などを丁寧に説明させていただいて、御理解、御協力いただけるように調整してきております。

流石委員 具体的にどのような団体と話をされたのか。また、静岡県とも協議しなければならないと私は思います。静岡県は、使用料の2,000円は取らない。山梨県だけです。

知事は世界遺産を維持できるかどうかを危惧しているのだけれど、山梨県だけでやっても何の意味もない。山梨県だけ通行料をとって登山者が来なくなり、静岡県に流れてしまうと元も子もない。何をやっているのだと言われてしまう。だから、静岡県とも話し合いをしないといけないと思います。静岡県とはどのような話をしたのか、お伺いします。

笠井世界遺産富士山課長 まず、地元との話し合いですけれども、山小屋組合やガイドをしている案内人組合、あと5合目の観光協会、5合目の観光業者などです。また、質問にあった恩賜林組合とも、先週や昨日、話をさせていただいたところでございます。

特に制度、どのような具体的な規制をするのかを説明し、御理解をお願いしてきたところでございます。

また、静岡県との調整につきましては、情報共有等もしております。静岡県は来年度につきましては、登山届の提出を求めて、提出されていないようなときには、登山の自粛を求めると聞いております。

山梨県と静岡県では、今後、広報と周知を連携して行っていきたいと思いますという話をさせていただいております。

流石委員 観光事業者や保護組合としては、静岡県に流れる可能性が非常に強いと懸念している。今後この懸念に対してどのように対応していくのか伺います。

笠井世界遺産富士山課長 静岡に流れてしまうという懸念でございますが、弾丸登山の危険性などを一緒に周知しながら、弾丸登山者が静岡のほうに流れるのではなく、登山するときにはしっかりと宿泊して、体を休めて登るよという御案内をさせていただく形にしていきたいと思っております。その上で、山梨と静岡で安全に登山ができるよう連携していきたいと思っております。

また、地元の皆様につきましては、前例のない登山規制ということでございますので、その影響を心配されることは当然と考えております。この3つの条例案をお認めいただいた後につきましても、実施方法の具体化や準備を進めていきますけれども、事業に着手する前には、その内容などにつきまして、皆様のほうに丁寧に事前に御説明しまして、御理解をいただきながら事業を進めていきたいと考えております。

流石委員 登山規制のためにゲートを設けると聞いているのですけれども、どのようなものを予定しているのでしょうか。簡易なものなのか、雨も嵐の日もあるので、そういうときはどのように対応されますか。

笠井世界遺産富士山課長 ゲートにつきましては、登山者の通行のみならず、緊急車両等も通行しますので、そのような通行の支障にならないようなものを考えております。

また、雨風によってすぐ壊れたりするようなゲートにつきましては、登山者へのけが等の懸念もありますので、そこら辺も十分考えながら、しっかりとゲートをつくっていきたくて考えております。

流石委員 今後は、7合目に入ったら1,000円、8合目に上がったら1,000円というやり方のほうが、登山者には受けるかなと思います。最初から2,000円を払って、1キロも上がらないうちに具合が悪くなる可能性だってあるわけですから。今年は最初だから仕方ないと私は思っていますけれども、その辺のところも加味していただければありがたいと思います。

最後に、来年度、下山道にシェルターを整備するとあるのですが、登山道にある18軒の山小屋をシェルターとして活用するのもいいかと思います。

下山道から登山道に抜けるブルの道路があります。物資を運ぶブル道を活用して、下山道から登山道に入れるような工夫をしていただいて、さらには、山小屋の屋根の補強、壁の補強などをして、山小屋さんにも逃げられるようにすればよいと思います。ざっと計算しても、18軒で4,000人から5,000人ぐらいをカバーできます。

山小屋だと水もある、トイレもあるので、今後どう考えていくのかお聞きしたい。

笠井世界遺産富士山課長 御意見ありがとうございます。下山道へのシェルターにつきましては、今現在1か所あるのみでございますので、整備をさせていただきたいと考えております。

また、委員より御意見がありました山小屋の活用につきましては、ブル道や山小屋の状況確認に加え、山小屋の皆様との意見交換もさせていただきながら、進めていきたいと考えております。

その上で、どのような補強が効果的か、費用負担はどのようになるのか。あと、施工のスケジュールなどを整理して、課題を明らかにしていきながら取り組んでまいりたいと考えております。

流石委員 地元では、今回の料金設定で決まってしまう、お客さんに逃げられておしまいだと考えている人がかなりいる。

ですから、今年をサンプルにして、来年、料金設定をもう一回し直すと。これだけは確約してほしいのですが、いかがですか。

笠井世界遺産富士山課長 規制の実施及び委員より御意見がありました利用料の設定につきましては、今年の夏は、このような形で進めさせていただきたいと思っているのですが、登山シーズン終了後、山小屋の皆様等から御意見を聞きながら、必要な見直し、必要な改善等を図ってまいりたいと考えております。

(山梨県富士山における登山の適正化に関する条例について)

大久保委員 第6条の「県は、富士登山の安全の確保に資するため、安全な富士登山に関する知識及び経験を必要とする登山者に対し、富士登山に際し当該知識及び経験を有する者を同行させるよう求めることができる」とあるが、知識や経験を有する者とは、どの程度を想定しているのか。

笠井世界遺産富士山課長 例えば、高校生のみで形成されて経験や体力的に不安があるように見受けら

れるグループや、あるいは、高齢者や外国人のみで形成されるグループなど、経験を必要とされる者に対し、登山ガイド等の十分な技能、経験、知識等を備えている者を想定しています。具体的なところは、しっかり考え方を持って条例を制定しております。

向山委員

まず、大前提として、昨年の12月議会で流石委員が協力金のお話をされた際の笠井課長の御答弁だと、令和4年度には当面、現状の任意でいただく協力金という制度を維持しつつ、引き続き義務化に向けた調査研究や地元の意見交換等を行っていくと整理させていただいたと。その上で、地元関係者の意見も伺いながら検討を進めてまいりたいとしていたところ、急に今年の夏から使用料を徴収すると。そうであれば、もっと前から議論をして準備をする必要があったのではないかと思うのですが、なぜ急になってしまったのかが解せないで、経緯、経過も含めて、御説明いただきたい。

笠井世界遺産富士山課長 条例について、令和5年の夏にコロナが明け、登山者が多くなりまして、先ほど条例の背景で御説明させていただきましたとおり、弾丸登山者の増加、あるいは登山道での寝込みなどのマナー違反が発生したため、今後のことを考え、これを喫緊の課題として、早急に令和6年の夏に何らかの規制等を行っていかねばならないと判断しました。

規制を行うに当たりまして、富士山の登山道が県道のままで、自由通行の原則等もあるので、今回、道路廃止をすることとしました。様々な検討をする中で、次の夏に何とか規制をしようと様々な議論がされてきたところでございます。

また、規制をするに当たりまして、規制の経費等が必要になりますので、通行料という形で徴収をしようと検討を進めてきたところでございます。

向山委員

緊急的な課題ということは承知をしました。その上で、やはり前回の12月議会でも、課長におっしゃっていただいたとおり、地元の関係者の皆さんの合意を得た上で協力をいただかないと、県だけで制度をつくってできるものではないと思うので、もう少し丁寧に進めたほうがよかったと思います。

この2月議会に提出するのであれば、オープンにできるところはしながら、いろいろな意見を平場で拾いながらやっていったほうが良いと個人的には思っています。

その上で、2023年3月の富士山の世界文化遺産の協議会の作業部会で、新聞記事の一節によると、当面は1人1,000円の任意徴収を続けるべきとの報告で終わっている。入山料の義務化は、コストや登山客管理の面から課題が多く、すぐに実現するのは困難との検討結果を報告していたというのが、去年の3月の時点だと思います。ここに出てきた課題をどのように解決して、今回の条例制定に反映させたのかを何点か確認をしたい。

まずは、当時の作業部会が出している課題の点でいくと、入金に係る事務コストのコストが大きい。これに山梨県側は1億円という試算をされています。

その中で、払わない人の入山防止は困難ということも上げていますけれども、この2点について、まずどのように整理して、今回条例に反映されていますでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 2023年の3月時点では、検討していた制度が、事前に登山の講習等を受けた上で入山をするということで、事前の講習等の費用もかかる場所がありました。

今回につきましては、適正化指導員という者を配置して、5合目のゲートの付近、あるいは山中で指導等を行うという形で進めるよう考えました。

もう一つ、捕捉につきましては、今回はゲートを設ける形にしまして、そこで規制の時間帯で規制する。あるいは、人数で規制するというので、しっかり時間帯、あるいは人数に達したところでゲートを閉めて、そこで登山できないようにする。

また、そこには宿泊予約者も確認できる形でスタッフ等を配置する予定でございますので、そういった観点から、しっかり捕捉できるような形にしたいという考えで進めさせていただきました。

向山委員 承知しました。確かに、当時の内容を見ると講習の部分が入っているので、今回の費用の部分と別の部分があると思いますけれど、ゲートを設置する費用も含めて、これから一定程度のコストがかかると思っています。

今、適正化指導員の話が出たので、この適正化指導員について、人数が40人ぐらい必要だということで、誰にどういう形で担うのか。例えば指定管理にするのか、個々に県が職員として雇うのか、その辺りの制度設計をどうするのかと、どの程度の予算で適正化指導員とゲート管理をやるのかお伺いします。

笠井世界遺産富士山課長 規制に関するスタッフ等の人件費、広報経費、設備経費等で7,300万円余りとなっております。

先ほど言った適正化指導員につきましては、委嘱という形を取りまして、現在、夏に県で委託している、山頂で混雑が発生した場合に誘導する安全誘導員や、山中で巡回しながらマナー違反を指導している巡回指導員、また、登山のツアーガイドのほうにもお願いして、適正化指導員ということでお願いしたいと考えております。

向山委員 人件費、ゲートも込みで7,300万円余りということで、ゲートを設置してしまえば、毎年かかる金額ではないという認識でいますけれども、今言った安全誘導員、巡回指導員、ツアーガイドの皆さんというのは、例えば恩賜林組合などの団体に委託をして、そこでやってもらうわけではなく、県が個別にそれぞれ募集をして委嘱をするという認識でよろしいでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 委嘱につきましては、個別に行う考えでございます。

向山委員 当時の作業部会の中で、もう一つ、技術的課題の中に、現地で運営を担う専門性の高い団体が必要と整理されています。

あくまでこれは個人ではなく、団体としているのですけれども、ここについては、どのように整理されて、今回、条例に落とし込んでいますでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 先ほど適正化指導員を委嘱すると説明させていただきました。安全誘導員、巡

回指導員、あとツアーガイドのスタッフ等は、富士山の登山等に精通している方でございますので、その人たちに委嘱等を現在考えているところでございます。

向山委員 団体ではなくても、県が直接管理をして、講習等もされる中で登山者の方を誘導していただくということは理解しました。

この作業部会の中で、負担の在り方について、誰がどの程度の金額を負担するのが妥当なのかについて、富士山の保全活用に関する民間の活動も含めた全体コスト及び経済効果等の把握が必要だと整理されています。

今回2,000円ということですが、積算根拠となる数字に基づいた中での2,000円ということが出てこない、理解を得るのは難しいと思っています。

なぜ2,000円なのか。今回の説明資料だけだと、少し足りないと思っています、そこについて御説明いただきたい。

笠井世界遺産富士山課長 2,000円の根拠につきましては、規制に係る人件費や広報費等の費用、また今回条例で県有施設とさせていただく下山道へのシェルターの整備費用等を加味しまして算出したものでございます。

また、それに当たりましては、登山者数を見込みまして、1人当たりの金額を出して積算したものでございます。

向山委員 では、具体的に、それぞれの項目でどのくらいお金がかかり、年間の入山者数と入山料を見込んでペイできる、その数字も含めて御説明いただきたいと思います。もし可能であれば、利用者から直接お金を徴収する重要な話だと思うので、根拠が分かる資料があれば、御提示いただければと思います。

藤本委員長 それでは、委員の皆様にお諮りいたします。ただいまの向山委員からの質問につきまして、執行部に資料の請求をしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤本委員長 それでは、資料を提供していただきたいと思います。

笠井世界遺産富士山課長 承知いたしました。

向山委員 今回の山梨県富士山における登山の適正化に関する条例を見ると、第3条の後段で、県の責務として、「登山道における登山者の生命又は身体に危険が生ずるおそれのある行為を防止するため、登山者に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする」というのは、あくまで登山者が行う行為に対して、という認識でいいのか。

何を言いたいかという、落石被害や富士山噴火などの自然災害等に対する責務を県が負うのかどうかについてお伺いしたいと思います。

笠井世界遺産富士山課長 高山病や低体温症等の原因になる弾丸登山を行うことや、登山道での寝込み、あと、昨年度はたき火がありました。そういうものを防止するため、あるいは、軽装で登山をするような方などを抑制していくという考えでおります。

また、山頂の登山道の混雑等も考えられますので、防止するために、例えば混雑カレンダーで混雑する日を提供したり、マナー違反等を防止するような情報を提供するというような助言その他支援を行うということを考えております。

向山委員 あくまで登山行為に対しての部分だと承知しました。

一方で、これも富士山世界文化遺産の協議会の作業部会で、2015年10月に行った作業部会の中では、公平性を保つために強制徴収するべきという意見があった一方で、慎重な意見としてあったのが、富士山が火山活動を開始した場合に、強制徴収では登山者の安全確保に県側の義務が発生する。

県が2,000円で登山を管理をしている以上は、登山者の安全管理も法令上、義務が県に対して生じてしまうのではという慎重な意見があったと、当時の新聞記事にありました。大規模災害等があった場合に、県がお金を取ってしまった以上、その方々の生命と財産の管理、また、それが万が一失われてしまった場合の法的責任というものは、この条例の中ではどのように整理をされているのかお伺いします。

笠井世界遺産富士山課長 この条例につきましては、富士登山の適正化ということで、安全登山を確保する目的としているため、安全に登山できるような登山者の責務や県の責務等を設けているものでございます。

向山委員 今後は県が登山道として管理をしてお金を徴収して登山者が登る以上は、落石があつて、それがたまたま頭に当たって亡くなってしまったときに、落石を起こしてしまった県の責任として、損害賠償請求や刑事責任などが生じる可能性が大きいと思います。

その整理として、誰が登山者に対してその責任を担保するのか明確にしておいたほうがいい。条例を制定して、さらに料金を負担してもらう以上は、そこを明確にしておいたほうがいい。

仮にそういう場合でも、県はお金を徴収するけれど責任を追いかねます、というように、登る方々に対して説明をして了解を得て登ってもらうのか、それとも、そういうことには触れずにこのまま行ってしまうのか、明確にしたほうが後々問題ないと思いますので、そこについて今整理できている内容をお伺いしたいと思います。

眞田観光文化・スポーツ部次長 整理いたしますと、泉ヶ滝付近から5合目までは道路法の道路だったため、道路管理者の管理責任はございました。今後は条例に基づく県の施設になりますので、施設設置者としての管理責任は生じます。

下山道については、今まで条例に基づく県の施設ではございませんでしたが、観光文化・スポーツ部が所管する施設であったため、管理責任はありました。今後は条例に基づく施設になりますので、管理責任は引き続き存在する形になります。

ということで、施設の管理責任は引き続き県が負う形になりますけれども、大規模な

噴火が起きた場合にどこまで責任を負うかというのはまた別の問題になり、個別具体的な答弁は難しいため、研究させていただきたいと思います。

向山委員 1つの提案として、自然災害や落石も含めて危険がある。そこについての責任を県がどこまで負うのかということを示したものの、例えば一筆署名をいただくとか、事前に提出いただくようなカードをつくっておいて、それを出してもらった人に対しては通行証を交付するとか、いろんなやり方があると思います。駐車場内の事故においては責任を負いませんという看板を置いておくだけで、その責務は逃れるかもしれないので、注意書きを1個書いておくなど。

何千人も登っているときに、富士山噴火が起きて大災害になってしまったときに、2,000円徴収したから、一人一人の補償を県がやらざるを得ないということも考えた上で、ぜひ運用の中での方法も御検討させていただきたいと思います。

眞田観光文化・スポーツ部次長 夏シーズンまでまだ何か月かございますので、そのあたりも今後具体的に検討させていただいて、研究させていただきたいと思っております。

名取委員 まず、道路法の適用除外をするという説明があったわけですが、条例上、その部分が見当たらなかったもので、どういう整理になっているか教えてください。

笠井世界遺産富士山課長 条例上におきましては、第47号議案の設置管理条例におきまして、道路法で適用を外した道路につきましては、この設置管理条例の第5条第1号で、県の施設としてまいります。

名取委員 どこを県の施設にするというのは、ここに書かれているのですが、道路であるものを道路ではなく廃止するということは、どこに書かれているのですか。

笠井世界遺産富士山課長 この条例の中には記載はございません。道路廃止については、区域変更で告示を行っております。

名取委員 その告示の日付は、条例のスタートと合わせてということでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 道路廃止、区域変更につきましては、本年2月1日に行っております。これにつきましては、区域変更後も道路管理者による管理期間が必要ということで、開山期間に合わせるような形で行っております。

名取委員 次に、上限4,000人という部分についても、記載がどこにあるのか分からなかったのですが、そこはどのような整理になっていますでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 第47号議案の設置管理条例におきまして、第11条で、登山道を利用しようとする者につきましては、次に掲げるものを禁止するというので、第2号で「当

該地点から山頂の方向へ向かう第7条第1項の許可を受けた者の数が規則で定める1日当たりの上限の数を超える場合における通行」ということで、規則で4,000人と定めることと考えております。

名取委員 4,000人についてですが、上限の規制を混乱なく規制できるかどうかというところが心配で、御家族3人で来た方が2人で4,000人に達してしまい引っかけってしまうとか、団体で来た方を入れるのか入れないのかなど、混乱が心配なんですけど、そこはどのように考えていますか。

笠井世界遺産富士山課長 まず、そのような混乱が生じないように、登山の計画段階から、このような規制を行うというような周知をしていく必要があると考えております。

また、4,000人というのは時間ごとによって変わっていきますので、例えば、X、旧ツイッターなどのSNSを活用して随時、登山者に情報提供することを考えております。

名取委員 そういう情報をつかんでいけばいいのですけれど、知らずに来て、団体で入れる人、入れない人が出るなど、4,000人だから絶対駄目ではなくて、ある程度含みを持たせて対応する考えもあるのでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 機械的な運用にしないことを今考えております。

名取委員 2,000円というのは、施設の管理維持や安全管理に伴う人件費ということを目的とする規定であって、登山者を2,000円というお金を取ることによって規制するというためのお金ではないということですか。

笠井世界遺産富士山課長 委員のおっしゃるとおりでございます。通行料で規制するものではありません。これはあくまで規制に関する費用にかかるものです。時間帯での規制、登山者数によって規制するものでございます。

名取委員 これまでの協力金1,000円も引き続き取るということは聞いていますが、この協力金との関係をどう説明されますか。

笠井世界遺産富士山課長 今回の通行料につきましては、設置管理条例で設けます施設の維持管理や安全対策へ使わせていただきますが、従来、登山道で行っていたようなトイレの設置や救護所への設置に、協力金を使わせていただく形でございます。

名取委員 そうすると、少し目的が重なると思う。混乱が生じるんじゃないかと思えます。地元の意見を聞いたのですけれど、これまで協力金を一生懸命お願いしてきて、また別に2,000円徴収することになれば、協力金のお願いをできなくなるという声もあるそうです。

そこは、やはり混乱を生じさせない意味でも、必要なものを整備、管理するためのお

金の収支で、2,000円とか3,000円という整理のほうがすっきりすると思うのですが、そういう考えはないのでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 それにつきましては、また御意見いただきまして検討させていただきたいと考えております。

名取委員 地元の理解ということが一番大事だと思いますので、例えば地元関係者との協議の時間を保障するという意味で、2月議会ではなく、4月、5月に臨時会をやって、それまでの間に調整を図るという方法もあったかと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 先ほど申しましたように、喫緊の課題として、今年の夏には実施していきたいということを考えております。設置管理条例でも、告示行為等で施設の利用日等を求めていくという準備行為がありますので、今回、条例を御議決お願いしたいと考えております。

浅川委員 今後の問題として、かなり重く受け止めていかなければならないと思いますので、私としては、この辺りについて部長の答弁を求めたい。

落合観光文化・スポーツ部長 貴重な御意見をたくさん賜りまして、誠にありがとうございました。私ども昨年の夏、コロナが明けて富士登山の適正化ということで、昨年は初めて県警察の協力を得たり、あるいはフォーリン・プレスセンターといったところを使って外国人にも呼びかけたり、いろいろな取組を行いました。ですが、登山道で寝袋を持って寝込んでしまったり、たき火をしたり、富士登山の安全性を脅かすような行為が発生し、それに対して、我々としても一生懸命取り組んだつもりだったのですけれども、なかなか機能しなかった。非常にじくじたる思い、一種の無力感のようなものを思いながら、その思いは地元関係者の方とも共有しながら、今年、同じような轍を踏まないように、何ができるだろうかということにつきまして真剣に考えて、何とか今年の夏はより改善した状態で、皆さんに快適に富士山に登っていただきたいという思いで進めてまいりました。

先ほどいろいろな御指摘がございましたけれども、山小屋の予約が1月から徐々に始まっている中で、今年の夏の登山を楽しみにしていらっしゃる方が徐々に出てきている実態がある中で、なるべく早期に県としての姿勢を明らかにして、予見可能性を持って富士登山をしていただくこともしていかなければならない状況にございました。

方向性が決まったのが遅くなってしまった中で、地元の関係者の皆様方に何とか協議をさせてもらってきたのですけれども、そうした中でも、どうしても御理解いただけなかった部分や情報を出すのが遅くなってしまった部分というのは、本当に反省すべきと思っております。

そういったところを含めまして、とにかく今年、まずはスタートさせていただきまして、先ほど出ている課題につきましては、今年の状況を踏まえまして、しっかり見直しを行って、来年度以降、よりよい富士登山を目指して快適な登山を目指して、さらなる

改善を図ってまいりたいと思っております。

その過程では、ここでもしお認めいただいたとしても、そこに安住することなく、必要な協議、御意見といったものを賜りながら改善を図っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤本委員長 先ほど提出を求めておりました資料の準備、いかがでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 今、すみません、準備を進めておるところで、もう少し時間をいただきたいと考えております。

藤本委員長 委員の皆様にお伝えします。10分休憩をいたしまして、暫時休憩とします。再開は午前11時40分といたします。

(休 憩)

藤本委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。執行部から説明を求めます。

笠井世界遺産富士山課長 今お配りした資料に基づいて積算しております。来年度から安全対策に必要な経費ということで約2億2,000万円、今後必要となる経費ということで約8,000万円、計3億円でございます。

来年度以降の登山者15万人とあるのですけれども、これはコロナ前の3か年の平均を出しております。これに基づいて積算したのが2,000円でございます。

向山委員 毎年かかる経費というのはどれですか。

笠井世界遺産富士山課長 規制ゲートの設置につきましては一時的なものでございますけれども、その他につきましては、毎年かかっていくものと考えております。

向山委員 承知しました。使用料の徴収経費とか下山維持管理費、安全誘導、巡回指導員経費というのはかかるということですよ。

年間15万人というのは、減った場合は、その分徴収金額が減ってしまうと思うのですけれど、その場合はどうするのでしょうか。

笠井世界遺産富士山課長 経費内容を見まして、必要な見直し等を図っていくことが必要と考えております。

眞田観光文化・スポーツ部次長 補足をさせていただきます。

委員の御指摘は、毎年これぐらいの3億円の経費がかかる中で登山者数を15万人と見込んでいるのだけれども、何かの事情で登山者が15万人ではなくて、12万人にな

ったらどうなるのかということだと思いますけれども、そのときは、この経費のままだと、どうしても一般財源からの負担を考えなければならないことになります。

それがいいか悪いか、いろいろな議論をしなければいけないのですけれども、最初に考えるべきことは、事業をより効率的にやりながら同じ効果が出るかをしっかり考えて、経費縮減をしていくというのが大原則になっていくかと思います。

また、そういった意味では、基金で積み立てるものを活用しながら、経費の平準化を併せて考えていくということになろうかと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第53号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第9号)第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(コーポレートブランド「やまなし」推進に関する予算について)

向山委員 観の8ページのコーポレートブランド「やまなし」推進に関する予算で、事業不執行とあるのですが、ここについての御説明をお願いします。

杉田文化振興・文化財課長 こちら昨年8月に、地域ブランド・DX統括官が定めた地域プロモーション戦略の新たな実施方針に基づき、事業の執行を進めていくこととされました。

新たな実施方針とは、ブランドプロモーションの取組を本県のブランド価値向上に向けてさらに効果的なものとしていくため、単なる認知度向上施策から新しい価値を生み出す施策へ、また、物的価値のプロモーションから体験的価値のプロモーションへと重点化するということでございまして、この新たな実施方針に基づいて、予算計上事業の再検討や、知事への執行協議が行われた結果、当課の事業でございます文化資源活用モデル創出事業につきましては、優先順位が低いとされ、実施が見送られたため、不執行となったものでございます。

(文化観光推進事業費について)

名取委員 同じく観の8ページの文化観光推進事業費ですけれども、国補助金の一部不採択に伴う補正ということですが、不採択になった内容を教えてください。

杉田文化振興・文化財課長 不採択となった事業は、アーティストとの連携強化による魅力的なプロジェクト開発事業、アートプロジェクトという事業だったのですが、これが不採択となりました。令和4年度・令和5年度の2年間の事業としていたのですけれども、令和4年度は採択となりましたが、令和5年度事業については一過性の事業であると捉えられまして、令和5年度の事業は補助事業として適当でないと判断されたものでございます。

(観光施設維持補修費について)

名取委員 観の4ページ、観光施設維持補修費で、先ほど広河原の施設の解体という御説明があったのですが、そこを詳しく御説明いただけますでしょうか。

雨宮南アルプス観光振興室長 広河原休憩舎でございますが、公共施設評価におきまして、施設が老朽化していたこと、また、近隣に代替施設が整備されていることから廃止となりまして、それに基づく解体工事になります。

名取委員 解体は完了したという理解でよろしいでしょうか。

雨宮南アルプス観光振興室長 解体のほうは終了しております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した

主な質疑等 農政部関係

※第53号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第9号)第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(委託試験費について)

大久保委員 農の8ページでシャインマスカットの未開花症の発生軽減について、共同開発という説明がありましたが、どこどこで共同開発されたということでしょうか。

刃刀農業技術課長 この試験研究につきましては、国の研究機関である農研機構が中心となりまして、本県の他に、長野県や山形県、新潟県などの8県で進めていくことになっています。

大久保委員 研究なので、すぐには結果が出ないのかもしれないが、結果が出るまでどれくらいを見込んでいるのでしょうか。

刃刀農業技術課長 いつというのが明言は難しいところですが、今年度に既に取り組んでおりまして、傾向としましては、土の水はけが悪い畑に発生していることが分かってきています。

ですので、来年度につきましては、そういった土壌の改良を含めた対策も併せて行っていく計画になっております。

大久保委員 サンシャインレッドという新しい品種も作っていますけれども、そういったまた飛躍

的に増えるであろうサンシャインレッドに対しても、この研究の効果が活かされるのでしょうか。

切刀農業技術課長 現在のところ、サンシャインレッドについて、未開花症の症状は確認されておられません。ただ、シャインの系統が入っていますので、万が一ということはあるかもしれませんが、そのときはこの研究が活かされてくると思います。

(新規就農者育成総合対策事業費について)

向山委員 農の2ページの新規就農者育成総合対策事業費で、事業実績の見込額の減による補正ということで、実際の見込額は幾らで、実績がどの程度だったのかお伺いします。

原田担い手・農地対策課長 新規就農者育成総合対策事業費は3本立てで、まず就農準備資金につきましては、新規採択者18名の予定でしたが、実績は13名でした。経営開始資金につきましては、126名の予定が実績は98名でした。最後に、今回の減額で大半を占めているのですが、経営発展支援事業としましては、38名のうち12名という実績になってございます。

それぞれの補正金額については、就農準備資金につきましては400万円の減額、経営開始資金につきましては約4,800万円の減額、経営発展支援事業につきましては約1億4,600万円の減額となっております。

向山委員 先日、県内の視察研修で、新規就農者の方とお話をする機会があつて、今回は実績の見込額減ということですがけれども、来年度以降に向けて、ぜひ取組強化していただきたいと思います。

原田担い手・農地対策課長 御意見ありがとうございます。我々も、今般物価高騰等で新規就農者の方が高額な機械等の購入をためらうようなところもあると把握しております。

したがって、そういったところも踏まえて円滑に農業が営めるように、今後の対策を進めていきたいと考えております。

(高品質果実生産推進事業費について)

名取委員 農の10ページで伺います。すももと桃の産地競争力強化の支援ですがけれども、いずれも物価高騰で、農家が設備投資を控えたため減額したという説明がありました。

ただ、減額補正額が非常に大きくて、この事業の効果を生かすという点では非常に不安があるのですがけれども、実施件数や設備の大きさなどによって少し変わってくると思うので、まず内訳の特徴を教えてくださいませんか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 すもも産地競争力強化支援事業の関係でございしますが、事業の執行率は13.4%ということになってございます。

その中の内訳といたしまして、優良品種改植促進支援事業費補助金につきましては、申請件数が7件、改植の面積が10アールでございます。安定生産支援事業費補助金に

つきましては、事業の申請件数が2件で、雨よけ施設15アールを整備してございます。

桃についてでございますが、全体の執行率につきましては、30.5%で、優良品種改植促進事業費補助金につきましては、申請件数が408件、約5ヘクタールの改植が行われております。安定生産支援事業費補助金につきましては、桃の高品質化に向けた資材や高付加価値化に向けました資材の支援ということで、申請件数は63件ということでございます。

名取委員 物価高騰で、なかなか設備投資ができないという実態も見えてきたわけですが、それも含めて農家への支援をしていかないと、本当の意味での桃やすももの産地競争力が上がっていかないと思うのですけれど、今後に向けてどう考えていますか。

齊藤果樹・6次産業振興課長 この改植事業につきましては、改植に伴って一時的に収益が減ることもございますので、改植に関わる経費に加え、未収益期間の栽培管理の経費を支援することとしておりますので、そういった改植に伴ったデメリットがないということをしかりと周知していく中で、農家の方々に使っていただけるよう、より一層周知に努めてまいりたいと考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 企業局関係

※第60号 令和5年度山梨県営電気事業会計補正予算（第4号）

質疑

(東京都内へのP2Gシステムの設置について)

名取委員 追加で出荷施設が加わったことによる増額という説明を受けたわけですが、予算的に見ても大幅に増えているので、出荷施設について、もう少し詳しい施設内容等を教えていただけますでしょうか。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 まず、9月補正で計上させていただきました水素製造装置の開発、製作費を先行して計上させていただいたところでございます。

今回計上させていただく分につきましては、この水素製造装置から発生する水素を高圧ガスに変換する装置と、それを容器に充填するための出荷施設になります。

高圧ガスに変換し容器に充填する施設につきましては、利用場所へ運び出すための施設に建屋、障壁等を加えまして、それらを出荷施設として建設費が確定したところでございます。

名取委員 ということは、もともと全体の施設の構想としては、これぐらいの予算規模が想定さ

れていたものが、昨年の9月の時点では、その一部、装置の債務負担行為が分かっていたけども、それ以降、今説明のあった部分が加わって、大体予定どおりの予算規模で債務負担行為を行うという理解でよろしいでしょうか。

宮崎新エネルギーシステム推進室長 御指摘のとおり、今回想定した事業については、これが全体像になります。

※第61号 令和5年度山梨県営地域振興事業会計補正予算(第1号)

質疑

(丘の公園維持管理費について)

浅川委員 今回、なぜ貸倒引当金6,069万6,000円を計上したのか、そこに至るまでの経緯を説明していただきたいと思います。

三嶋企業局総務課長 前指定管理者でございます株式会社清里丘の公園につきましては、丘の公園の指定管理の受託が唯一の事業でございました。丘の公園のメイン事業でございます、ゴルフのプレー料金の全国的な低廉化、またコロナ禍により厳しい経営が続いた中で、令和4年10月に実施した、令和5年度からの指定管理者の選考に当たりまして、選定から外れた当法人につきましては、次年度以降の事業計画を立てることができなくなりまして、資金繰りが困難となったことで、令和4年10月分以降の県への納入金の支払いが滞ることとなったものでございます。

当法人につきましては、他の事業による経営の継続を模索しておりましたが、結果的にめどが立たず、令和5年6月に裁判所に破産を申し立てまして、7月に破産手続開始決定を受けたものでございます。

その後になります、10月に債権者集会が開催され、破産管財人による債務や資産の整理の中で、当法人には充当できる資産がほぼないと思われるとの報告を受けまして、年度内に未収金全額を貸倒引当金に計上することとしたものでございます。

浅川委員 経過については大体分かりましたが、一方で収入確保のために、これからどうするのかが大変重要であると思いますが、回収の見込みはあるのか。その他、また今後どのような方向で進めていくのかお伺いします。

三嶋企業局総務課長 今後の回収の見込みということでございますが、破産管財人からは、当法人にはほぼ処分できる資産が残っておらず、資産の整理が今後できた段階におきましても、公租公課などの優先債権に充当されるということでございますので、普通債権である企業局の納入金に充当できる見込みは低いという報告を受けているものでございます。

今後の予定でございますが、これまで昨年10月と本年2月に債権者集会が開催されて、現在も破産管財人による資産の整理が継続をしている状況でございます。

今後5月には3回目の債権者集会が予定をされておりますので、進捗状況について報告があると考えております。

今後も裁判所の手続に、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

浅川委員 いろいろ説明をお聞きしまして、大変厳しい状況にあることも承知しております。指定管理者が変わったということで、今度新しく桔梗屋が指定管理に入っております、かなり前向きな投資をしていることも承知しております。指定管理の期間の問題についても含めて、これからしっかりと前へ進んでいくために、公営企業管理者から前向きなお答えをいただきたいと思います。

村松公営企業管理者 今後の丘の公園についての管理運営について、指定管理者としっかり連携をして、企業局としても丘の公園の経営を健全なものにしていくことが重要であると思っております。

日頃から指定管理者とは情報交換を密に行っておりまして、定期的な面談の場や地元の観光関係者の皆さんも交えた意見交換を行い、課題を共有しているところでございます。

そういったことを通じまして、丘の公園の指定管理者の経営状況をしっかりと把握しながら、サービスの向上や健全な経営を目指していきたいと思っております。

また、指定管理期間につきましては、現在、制度全般を所管します総務部において、検討がされていると承知しておりますので、その状況を注視いたしまして、丘の公園としてのあるべき指定管理期間が実現できるように対応してまいりたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第53号 令和5年度山梨県一般会計補正予算(第9号)第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(基礎的技術産業集積活性化推進事業費について)

名取委員 産の3ページの基盤的技術産業集積活性化推進事業費で、富士技術支援センターイノベーション支援棟の整備事業ですけれども、国の補正予算の活用ができることになったので、令和5年度中に事業化するために補正したとのことですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

清水スタートアップ・経営支援課長 すみません、私も少し言い方が間違っていました。補正予算債を使った場合、有利な起債ができるということでもあります。補正予算債です。

名取委員 同じものが繰越明許で予算化されたという理解ですけれども、約1億4,200万円

が事業費全体だと思っておりますが、これは全て国の補正予算債が充当されているという理解でいいでしょうか。

清水スタートアップ・経営支援課長 そのとおりでございます。該当するもの全てを繰越しをさせていただいて、来年度執行するという形になっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以 上

農政産業観光委員長 藤本 好彦